

職員の懲戒処分について

令和8年8月27日
玉川村

1 事案の概要

被処分者は、令和8年5月19日、公務外に東北自動車道下り線の西郷村内において自動車を運転中、制限速度100km/hのところを148km/h（48km/h超過）で走行し、速度違反自動取締装置に記録され、8月17日に速度超過による運転免許停止、違反点数6点の行政処分を受けたものであり、下記のより懲戒処分を行いました。

2 処分内容等

（1）処分内容

減給1か月（給料月額額の10分の1）（令和8年9月）

（2）理 由

地方公務員法及び玉川村職員懲戒等処分規程に規定する懲戒処分理由（交通法規違反）に該当するため

3 処分月日

令和8年8月26日